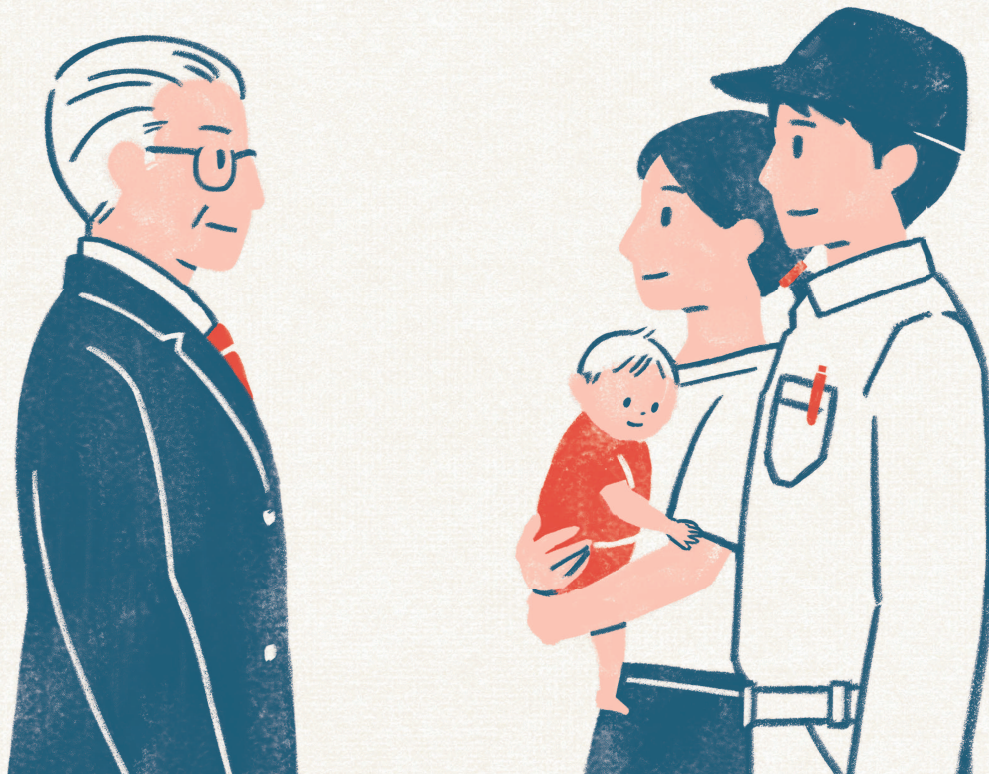




働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

